

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 第4回



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

令和7年5月22日

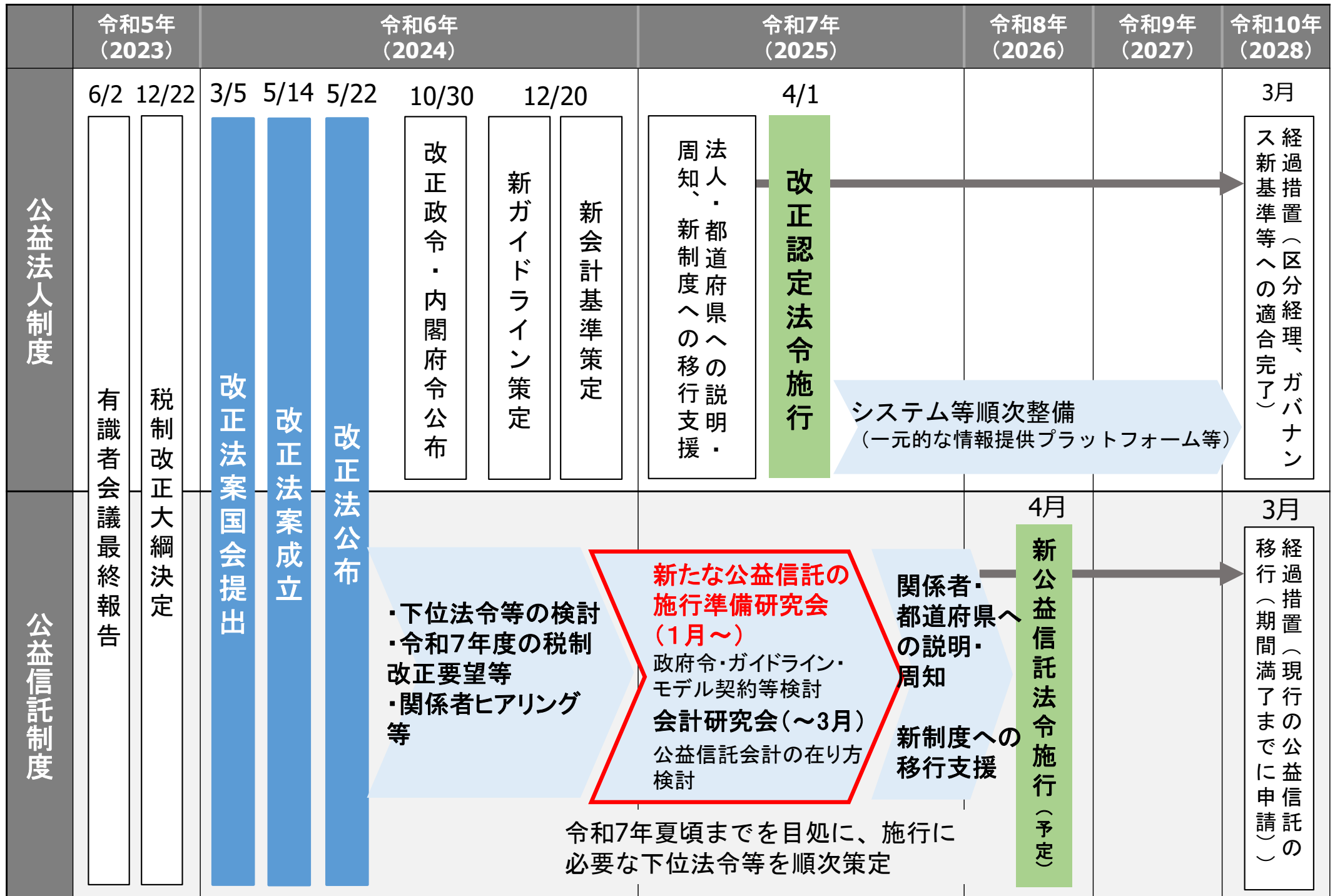
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

1. 新たな公益信託制度の施行準備研究会に関して p 3
2. パブリック・コメント結果を踏まえた討議 p 8
3. モデル信託契約に関する討議 p 22

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -



新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 制度改革の全体像 -

法律

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

政令

①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と整合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

内閣府令 （合同府省令）

①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と整合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備（主な論点）
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

ガイドライン モデル契約、会計 の在り方等

①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と整合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

③会計の在り方、④都道府県の体制整備の支援、⑤移行支援、⑥公益信託DX、⑦広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等について、ガイドライン等と一体的に検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

施行準備研究会の目標

新たな公益信託制度の施行準備研究会 運営に関して

- ・新たな公益信託制度の会計の在り方に関しては、令和7年3月まで公益法人の会計に関する研究会で議論され、「公益信託の会計の在り方について（検討の方向性）」が取りまとめられたことを受け、以後は本研究会の中で議論を行うものとする。
- ・研究会の委員に関して、令和7年5月以降の委員名簿は以下の通りとする。なお、公益認定等委員（本年4月に任命（非常勤4人は新規）。任期3年）については、今後、公益認定等委員会への諮問等がなされることも踏まえ、可能であれば、本研究会にもオブザーバー参加することを依頼。

氏名	所属	備考
生野 考司	公益認定等委員会委員	
大塚 智見	大阪大学大学院法学研究科准教授	
岡本 仁宏	関西学院大学名誉教授	
黒田 かをり	公益認定等委員会委員	
溜箭 将之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
林 邦彦	弁護士（林邦彦法律事務所）	
藤谷 武史	東京大学社会科学研究所教授	
松前 江里子	日本公認会計士協会テクニカル・ディレクター（非営利担当）	追加
弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授	
湯浅 信好（座長）	公益認定等委員会委員長代理	
吉谷 晋	三菱UFJ信託銀行株式会社経営企画部主幹	追加

第1回～第3回 (1～3月)

主な討議事項

- ・ 制度全体・政令に関する討議
- ・ 内閣府令(法律施行規則)関係に関する討議
- ・ 合同命令関係に関する討議
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議 等

政令案・内閣府令案等のパブリックコメント

第4回 (5月22日)

- ・ パブリックコメント等の回答を踏まえた意見交換
- ・ モデル契約等についての意見交換

本日

第5回以降 (6月～)

- ・ ガイドライン、モデル契約、会計の在り方等についての意見交換

他の施行準備

・ 公益信託における会計の在り方についての検討(公益法人会計研究会)

→ 本研究会へ統合

・ 関係法令の整備等

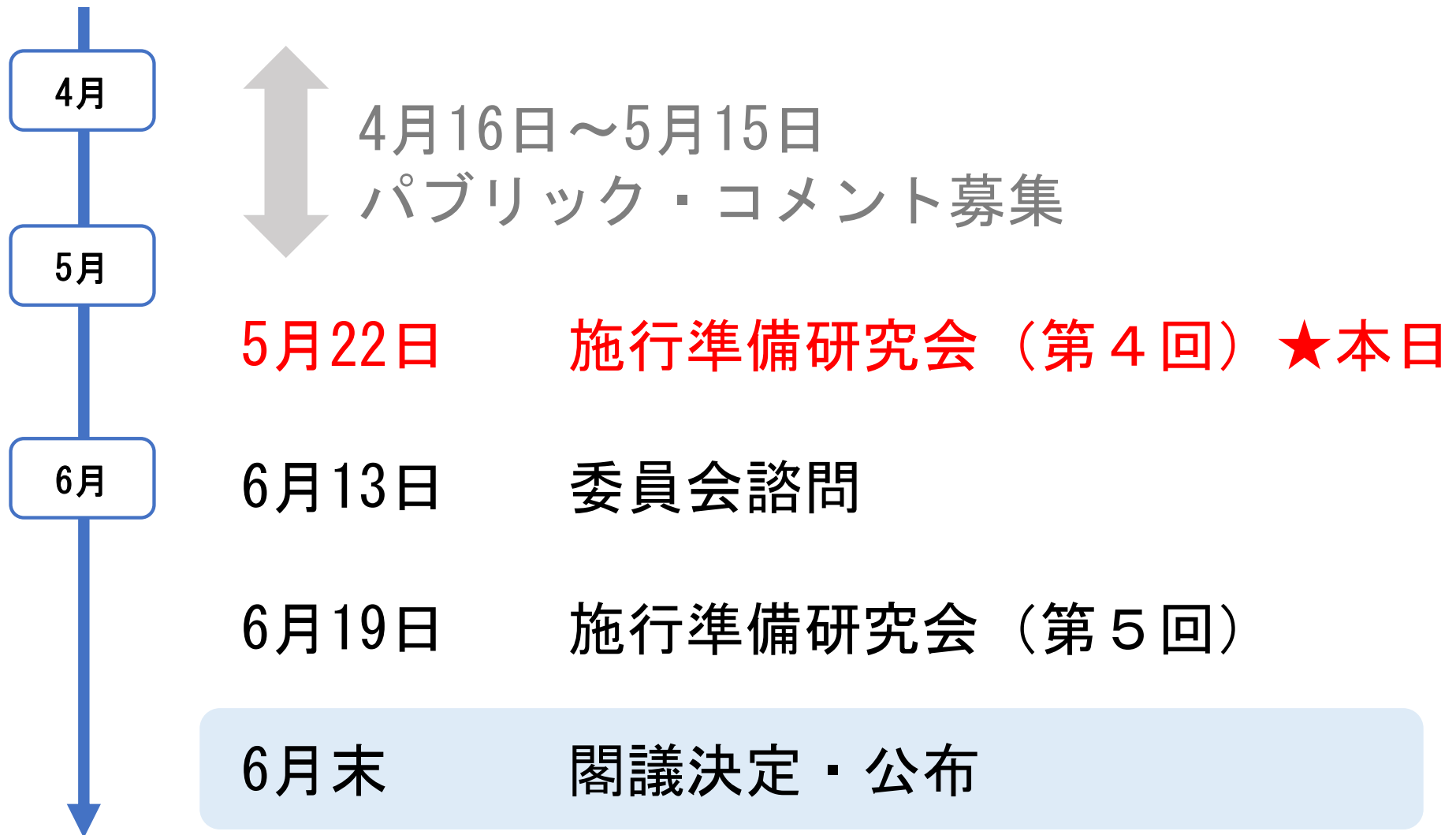
・ 都道府県等への説明会等の実施

・ 新たな公益信託に関するニーズ調査

・ 積極的な情報発信等

施行予定(令和8年4月)

政令公布に向けたスケジュール詳細



1 パブリック・コメント結果を踏まえた討議

- ーパブリック・コメント実施結果

- ー主な提出意見とその対応方針

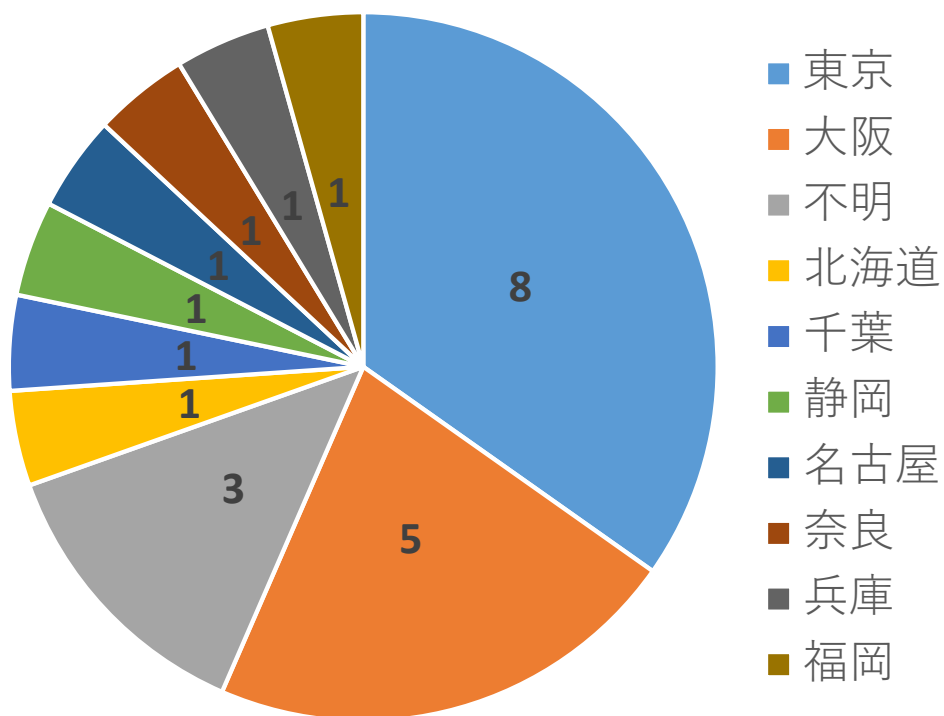
- ー実施結果及び対応方針に関する自由討議

- ー（参考資料）パブリックコメントを受けた修正案

パブリックコメントの実施結果概要

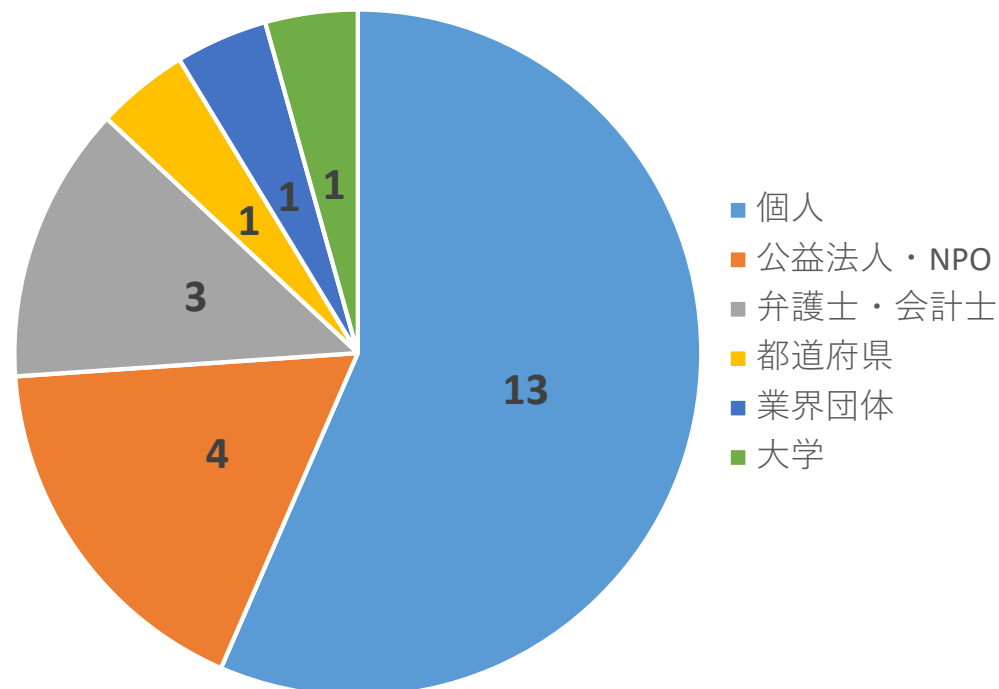
- 「公益信託に関する法律施行令（案）」等に対する意見募集について
- 実施期間：2025年4月16日～5月15日
- 意見提出対象：公益信託に関する政令・内閣府令・合同命令等について
- 結果：23の意見提出者（個人又は団体）から計115件の意見提出を受領。

意見提出者・団体の所在地



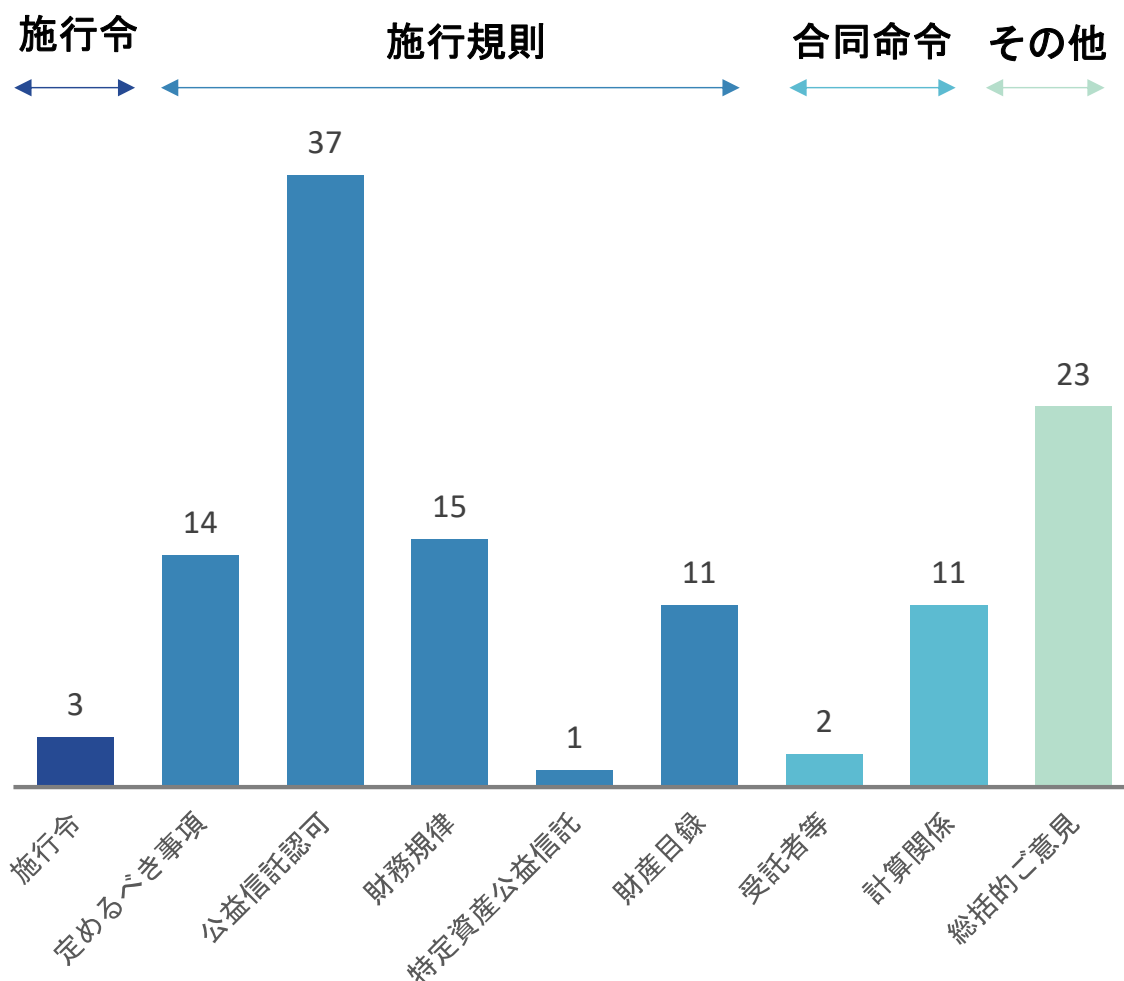
意見提出者の所属※

※所属未記載の場合、個人で集計



パブリックコメントで寄せられた意見について

- 提出意見の主な構成は以下の通り
(一つの意見提出に3つの論点が記載されていた場合、3つをそれぞれカウント)
- なお、整備政令に関しては、規定の内容に係る意見はなし



分類	件数※
施行令	3
施行規則関係	78
信託行為において定めるべき事項	14
公益信託認可等	37
財務規律	15
特定資産公益信託	1
財産目録等	11
合同命令関係	13
受益者等	2
公益信託の計算関係	11
総括的意見・その他	23

※1つの意見提出に3つの論点が記載の場合は、3つそれぞれをカウント

1. 総論

- (1) 公益事務の内容（法別表関係）について
- (2) 信託行為に定める事項について
- (3) 「小規模公益信託」について
- (4) 経理的基礎に係る受託者の固有財産について

2. 提出書類

- (1) 提出書類の量等について
- (2) 信託法第37条第1項の書類（帳簿等）について

3. 特定資産公益信託について

4. 公益事務割合について

1. 総論 (1) 公益事務の内容（法別表関係）についての意見

主な意見

この先、ガイドラインを作成されるときを検討課題かもしれませんが、住民自治の「地域運営組織」や「空き家を活用した居場所づくり（子ども食堂含む）」など、現在または近未来の具体事例を想定した制度設計が望まれます。そのためには公益目的の中に「地域自治」や「まちづくり」に直接結びつく項目を加える（または既存分野に文言追加）ともに、NPO法の別表19番目にある中間支援や20番目にある地方自治体が条例で規定できることを追加すべきだと考えます。

事務局 方針

- 別表の規定は、公益法人認定法の別表と同じであり、現時点で、およそ公益と考えられる事業目的は全て網羅。
- まちづくりに携わる法人や中間支援を行う法人等も公益法人として認められており、都道府県からも特段の問題があるとの意見はない。
- （申請者等には分かり辛いとの考えもあり得るが）、様々な公益事務・公益目的事業が認められることについて、「公益事務の種類及び内容」を含め、HP等における情報開示の充実が図ることとしている。
- したがって、政令において追加する必要はない。

1. 総論 (2) 信託行為に定める事項についての意見

主な意見

- 信託行為にここまで詳細に規定させることは適切でない。
- (12号から14号までについて) 不要又は七に統合。実際に公益信託がスタート前である信託行為作成時点で、これらの点について詳細で具体的な定めを置くことは困難と想定される。したがって、規定する場合でも概括的な定めとせざるを得ないと思われ信託行為に盛り込むべきか疑問である。また本条に盛り込まれた項目は法12条において信託行為変更時に変更認可が必要になるため、制度上真に必要なものに限定すべきであり、削除もおしくは七号へ統合するなど申請者の負担軽減及び合理化を進めるべきだ。

事務局 方針

- 信託行為の記載は、受託者の裁量等の幅について委託者の意思を示し、寄附者等に対して明らかにするとともに、行政庁が公益認可基準を判断する上で重要。
- 記載の粒度について、詳細な記載を一律に求めることは想定していないが、信託行為に定められた受託者の裁量や信託管理人の職務等を踏まえて経理的基礎・技術的能力、監督能力が判断されることに留意。信託行為の定めが簡素(＝受託者の裁量大)な場合には、受託者には高い経理的基礎・技術的能力が、信託管理人には高い監督能力が求められることになる。こうした考え方については、ガイドラインにおいて明確化。
- 以上の考え方を前提に、信託行為の記載内容を過度に規制しない観点から、以下の対応。
- 府令案第1条第12号については、例えば、受託者のガバナンスが確保されているような場合には、「委託する公益信託事務の内容」について、委託者の意思を尊重し、簡便な記載で足りるとすることも含め、ガイドラインにおいて考え方を明らかにする。
- 府令案第1条第13号について合議制機関の「名称」について、必要な記載事項から除外。
- 府令案第1条第14号の括弧書(信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。)については、そもそも合理的な必要性がない場合の利益相反行為等は不適切であることから、括弧書きは削除。

1. 総論 (3) 「小規模公益信託」についての意見

主な意見

- 一律の規制基準ではなく、規模別（信託財産額別）・類型別（信託財産の種類別）の規制とし、小規模の公益信託の組成を促進する制度とすべきである。
- 人口減少に伴い、今後は土地や建物を活用したファミリー信託や、地域運営組織が信託管理人を目指すケースが増えると予想されます。一般人や地縁組織の役員らが利用しやすいよう、例えば5000万円以下（金額については要検討）の信託財産については、小規模案件とみなし、簡易な手続きで創設・運用できるようにすべきではないでしょうか。



事務局 方針

- 公益信託の信頼性確保のためのチェックは必要であり、「小規模」というだけで一律にチェックが不要とすることは困難。
- あらゆる事象に対応できるよう規定を置いているが、公益信託事務の規模、内容等によっては、記載が不要な書類や記載の粒度も簡易なものでよいものがある。
- 今後、具体的ニーズを踏まえて、ガイドラインで明確化していきたい。

主な意見

添付しなければならない書類が細かすぎます。とくに受託者の経理的要素はここまで細かく必要でしょうか？ そもそも法には「経理的基礎・技術的能力」という文言はありますが、財産的な裏付け（固有財産の多寡）を条件にはしていないので、千円単位で借金の有無まできくのは行き過ぎかと思います。これを聞いて、なにを確かめたいのか分かりません。

事務局 方針

- 受託者が破産手続開始の決定を受けたことは受託者の任務終了事由となること、一般に、固有財産に関して破産状況にあるような個人・法人が他人の財産を管理するための公益信託事務を適正に処理できるとは考え難いことなどを踏まえ、公益信託事務の処理に支障がない程度の財政基盤が必要。
- そのため、受託者の固有財産の状況についても確認することが適切。
- 受託者個人・法人ともに債務超過であっても、公益事務の内容・個々の受託者の状況を考慮して合理的な説明がされた場合には経理的基礎の基準を充足するものとして運用することを想定。
- 上記の趣旨を踏まえると、個人が受託者となる場合の様式第2号について、千円単位の情報を求めるまでの必要性は乏しいことから、把握する単位については、百万円単位に修正する。
- なお、作成に手間がかかるとの指摘について、個人・法人ともに、自らの財務状況を適切に把握していないような者について、信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されているとは言えないと考えられる。

2. 提出書類(1)書類の量等についての意見

主な意見

- 提出書類に関しては限りなくシンプルなものにした方が良い。
- 今回の法改正は公益信託のハードルを下げ、個人や市民活動団体であっても受託者になれる道を拓いたものと期待していました。しかし、政令案等を見ると不正を恐れる余りなのか、細かすぎ、提出書類も多すぎて、実用には適していません。



事務局 方針

- 多種多様な受託者、多種多様な公益事務内容がある中、内閣府令においては、あらゆる事象に対応できるように規定することが必要。
- 公益事務の内容、規模等によっては、書類の作成が不要な事項、概括的記載で十分な事項等もあるが、内閣府令において細かく分類して規定することは、制度を複雑にし、また、整合性のある制度構築が困難。
- 公益信託事務の内容に関わらず、単純に規模が小さいことのみをもって、一律に提出書類の削減等を行うことは、必ずしも適切ではない。
- 今後、ワークショップを開催するなどして具体的なニーズを踏まえ、ガイドラインその他運用において、公益信託事務の規模、内容等に応じて簡素化（重要性が比較的に乏しい場合の書類の合理化などを含む。）を検討する。

2. 提出書類(2) 信託法第37条第1項の書類についての意見

主な意見

会計帳簿等については、毎年度、行政庁に提出し、公表する対象から除外すべき。

会計帳簿等には、取引年月日、内容、金額等が記載されており、公表することは、個人情報の流出の多大なリスクがある。また、取引件数により量が膨大となり、その提出を義務付けるのは手続の簡素化に逆行する。公益法人においても会計帳簿の提出、公表義務はない。

事務局 方針

- 公益信託法20条において、信託財産に係る帳簿その他の書類（信託法第37条第1項）を受託者による開示や、行政庁への提出を必要とする書類に加えているのは、公益信託において、信託法が計算書類の監査等（一社法第124条等）を法定していないことを踏まえ、公益法人以上に経理の透明性確保が求められることを踏まえたもの（一般法人において、会計帳簿の閲覧請求が可能な社員を議決権の10分の1以上を有するものに制限（一社法第121条）されるのに対して、一般の信託において、原則として全ての受益者が信託帳簿の閲覧請求が可能である（信託法第38条）であることにも留意）。
- 「信託財産に係る帳簿」の具体的な内容等については、内閣府令・法務省令に委ねられており、信託会計において企業会計と全く同じ帳簿を作成する慣行もない。
- 公益信託法は、企業会計におけるものと同様の会計帳簿を公表することを想定して規定されているものではなく、個人情報等を記載した書類は公表を想定するものではない。
- 受託者による開示・行政庁による公表等の対象となる信託財産に係る帳簿その他の書類の在り方については、広く国民がステークホルダーであることを踏まえ、法務省令・内閣府令の規定における「公益信託の」会計帳簿及び信託帳簿の在り方について、ガイドラインにおいて明らかにしたい。

3. 特定資産公益信託についての意見

主な意見

第3条第2項第1号「助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法」の「その他これに準ずる方法」として、従来の特定公益信託で認められていた現物の支給も認めるべきである。

事務局 方針

- 特定資産公益信託は、信託財産の種類、公益信託事務の内容等から、信託財産が公益目的に活用されず長期間滞留することが想定されない類型として財務規律の適用がなく、計算書類も簡素なものとしている。
- 計算書類の簡素化は、既存の受託者から強い要請。
- 信託財産に棚卸資産が含まれる場合、資産評価などルールに則った計算書類の作成が必要となり、かえって特定資産公益信託全体の有用性を失うこととなる。
- 既存の公益信託において、「現物支給」とされているものは、実際には助成先から物品購入の際の請求書を受領し、助成先又はその購入先に対して金銭で支払う等の仕組みとしていることが原則と承知。
- 特定資産公益信託については、これまでの公益信託との連続性を重視し、規定の明確化の観点から、第3条第1項第2項（信託財産の種類）について、現行の所得税法施行令等の規定を踏まえ見直し。

4. 公益事務割合についての意見

主な意見

公益事務割合については、事業費や管理費の計上基準をガイドラインで明らかにしてほしい。その際、例えば、公益信託の事情に応じて合理的に算出した一定割合を信託報酬から事業費に振り替えるような簡便な経理処理の余地も検討いただきたい。

また、認可後の何らかの事情により一時的に基準に抵触する場合に、認定の適否を機械的に判定せず、宥恕されうるケースをガイドラインに明記してほしい。

事務局 方針

- ・ 事業費・管理費の考え方については、ガイドラインにおいて明確化。
- ・ その際、信託報酬は、全て管理費として取り扱うことを想定。信託報酬に含めるのではなく、事業費として計上するためには、当該費用の額が具体的・合理的に算定される必要があるが、その際の考え方についても具体的なニーズを踏まえて検討。
- ・ 公益法人の運用においても、やむを得ない事情により公益目的事業比率の達成ができなかったと認められる場合には、監督上の措置は講じていないところ、公益信託においても、同様の取扱いをすることを想定。
- ・ 公益信託の特性（信託行為の拘束性等）を勘案して、公益信託の設定時終了が近い時期、やむを得ない事由で信託目的に従った支出が困難な場合などにおける取扱いについて、ガイドラインに明記することを検討。

(参考) 内閣府令の主な修正案

- 内閣府令について、パブリックコメントを受けて現時点で修正を検討している規定は以下のとおり。

	条項	規定	修正内容
1	第1条第13号	合議制の機関	合議制の機関の「名称」について相対的記載事項から除外。
2	第1条第14号	利益相反行為	括弧書（信託の目的に照らして合理的に必要と認められる場合に限る。）を削除。
3	第2条第2項第3号イ	受託者の固有財産	法人等が提出する貸借対照表及び損益計算書について、直近期のものであることを明確化。
4	第3条第1項第2号	特定資産公益信託	信託財産とできる財産について現行の所得税法施行令等の規定を踏まえ見直し。
5	第4条第1項第3号 同条第2項第2号	受託者の経理的基礎・技術的能力	「体制」について、必ずしも組織であることを要請するものでないことから「仕組み」に修正。
6	別表第2号	受託者の固有財産	個人受託者が作成する固有財産の財産調書について、単位を千円から百万円に変更。

パブリック・コメント実施結果 及び対応方針に関する自由討議

2 モデル信託契約に関する討議

第1回研究会にて説明した資料からの主な変更点（資料4）

総論

- ・ 1月以降の施行準備研究会及び公益法人の会計に関する研究会にて議論された事項の反映
- ・ 内閣府令案及び内閣府・法務省の合同命令案の内容の反映
- ・ 信託業法固有の規制は考慮していない旨の明確化
- ・ 内閣府令案第1条に基づき、記載事項を2区分から3区分に変更（**相対的記載事項**を追加）

必要的記載事項	⇒	必要的記載事項……法令上記載することが必須の事項
任意的記載事項		相対的記載事項 ……対象行為を行う予定がある場合、記載する必要がある事項
		任意的記載事項……任意の記載事項

各論

- ・ 定義の明確化と「特定資産公益信託」として設定する旨の確認規定（1条、2条）
- ・ 金銭の運用方法の変更…現行税法と同等の記載、解説部分に信託の分別管理を意識した「口座名」のサンプル例を明示（8条）
- ・ 利益相反行為及び競合行為に係る手続き規定の追加、信託法の条文に即した最低限の規定の追加（14条）
- ・ 財務的規制がない特定資産公益信託固有に求められる「運用収益」を超える支出を行う旨の規定（27条）
- ・ 事務年度開始までの翌事務年度の事業計画書及び収支予算書等の作成、行政庁への提出に係る規定（28条）
- ・ 事務年度経過後3か月以内の信託帳簿、財産目録等の作成、行政庁への提出に係る規定と計算書等の簡単な作成要領に係る規定。解説部分に単純な取引の流れと計算書類を例示（29条）
- ・ 受託者の事務所に備置く書類等を明確化（30条）
- ・ 信託の終了事由に実務的に発生頻度が高いものを例示的に追加（34条）